

写

事 務 連 絡

平成 27 年 9 月 17 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

### 有毒な野生キノコによる食中毒の注意喚起について

9月以降、有毒なクサウラベニタケ等を食用のキノコと誤認して採取、喫食したことによる食中毒事案が別添1のとおり相次いで報告されています。

つきましては、これから秋の行楽シーズンを迎えることを踏まえ、毒キノコによる食中毒を未然に防止するため、食用のキノコと確実に判断できないキノコ類の採取、譲渡、販売及び喫食を行わないよう、改めて消費者及び食品関係事業者に対して、より一層の注意喚起及び情報提供を実施されるようお願いいたします。

なお、厚生労働省では、ホームページにおいて「自然毒のリスクプロファイル」として毒キノコに関する情報を提供するとともに、毒キノコに関するリーフレット等（別添2）を掲載しています。また、厚生労働省のTwitterにおいても秋季の間は、毎週、毒キノコの注意喚起を行っておりますのでご活用ください。

（参考）厚生労働省ホームページ

○自然毒のリスクプロファイル

（URL：<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/poison/>）

○厚生労働省のTwitter

（URL：<https://mobile.twitter.com/MHLWitter>）

別添1：平成27年9月に発生したキノコによる食中毒事例

【事例1】

発生年月日	平成27年9月9日
発生場所	秋田県、家庭
原因キノコ	クサウラベニタケ
概要	食用のハタケシメジと思われるキノコを採取し、自宅で喫食したところ、食中毒様症状を呈した。
患者	男性1名、女性1名
主な症状	嘔吐、下痢

【事例2】

発生年月日	平成27年9月12日
発生場所	秋田県、家庭
原因キノコ	クサウラベニタケ
概要	山林で食用のシメジと思われるキノコを採取し、自宅で喫食したところ、食中毒様症状を呈した。
患者	男性2名、女性1名
主な症状	嘔吐、下痢

【事例3】

発生年月日	平成27年9月12日
発生場所	茨城県、家庭
原因キノコ	クサウラベニタケ
概要	山林で食用のウラベニホテイシメジと思われるキノコを採取し、自宅で喫食したところ、食中毒様症状を呈した。
患者	男性1名、女性1名
主な症状	吐き気、嘔吐、下痢

【事例4】

発生年月日	平成27年9月13日
発生場所	山形県、家庭
原因キノコ	クサウラベニタケ
概要	山中でキノコを採取し、自宅で喫食したところ、食中毒様症状を呈した。
患者	男性1名
主な症状	吐き気、嘔吐

【事例5】

発生年月日	平成27年9月13日
発生場所	秋田県、家庭
原因キノコ	クサウラベニタケ
概要	畑で食用のハタケシメジと思われるキノコを採取し、自宅で喫食したところ、食中毒様症状を呈した。
患者	女性1名
主な症状	嘔吐、下痢

【事例6】

発生年月日	平成 27 年 9 月 14 日
発 生 場 所	岡山県、家庭
原因キノコ	クサウラベニタケ
概 要	自宅近くの山に自生していたキノコを採取し、自宅で喫食したところ、食中毒様症状を呈した。
患 者	男性 2 名、女性 2 名
主な症状	嘔吐、下痢

【事例7】

発生年月日	平成 27 年 9 月 14 日
発 生 場 所	岩手県、家庭
原因キノコ	クサウラベニタケ
概 要	森林で食用と誤って採取したキノコを自宅で喫食したところ、食中毒様症状を呈した。
患 者	男性 2 名、女性 2 名
主な症状	吐き気、嘔吐、下痢

【事例8】

発生年月日	平成 27 年 9 月 15 日
発 生 場 所	山形県、家庭
原因キノコ	クサウラベニタケ
概 要	雑木林でキノコを採取し、自宅で喫食したところ、食中毒様症状を呈した。
患 者	男性 1 名
主な症状	吐き気、嘔吐、下痢

【事例9】

発生年月日	平成 27 年 9 月 15 日
発 生 場 所	広島県、家庭
原因キノコ	クサウラベニタケ
概 要	山林でキノコを採取し、自宅で喫食したところ、食中毒様症状を呈した。
患 者	男性 1 名、女性 3 名
主な症状	嘔吐、下痢

【事例10】

発生年月日	平成 27 年 9 月 15 日
発 生 場 所	山梨県、家庭
原因キノコ	ソキヨタケ
概 要	山中で採取したキノコを知人宅に分け、それぞれの知人宅で喫食したところ、食中毒様症状を呈した。
患 者	6 名
主な症状	吐き気、嘔吐

夏の気温が高く、その後の適度な降雨があり、朝晩の気温が低下すると、多くのキノコが発生することが考えられます。

⚠ 毎年、有毒キノコを原因とする食中毒が発生しています。  
食用のキノコと確実に判断できないキノコは

絶対に  
採らない！

採らない！ 食べない！ 売らない！ 人にあげない！

⚠ キノコを食べて体調が悪くなったら、すぐに医師の診察を！

ツキヨタケ



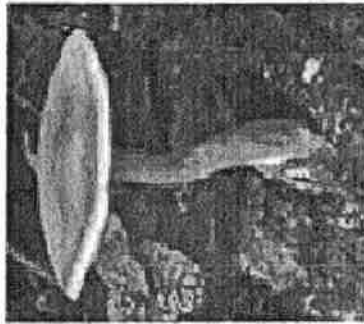
【中毒症状】

ツキヨタケは食後30分～1時間程度で嘔吐、下痢、腹痛などの中毒を起こす。

【間違えやすい植物】

- ・ヒラタケ
- ・ムキタケ
- ・シイタケ

クサウラベニタケ



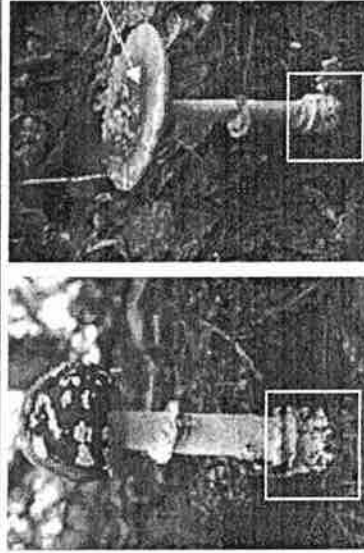
【中毒症状】

クサウラベニタケは食後20分～1時間程度で嘔吐、下痢、腹痛など消化器系の中毒を起こす。唾液の分泌、瞳孔の収縮、発汗などの症状も現れる。

【間違えやすい植物】

- ・ウラベニホテイシメジ
- ・ホンシメジ
- ・ハタケシメジ

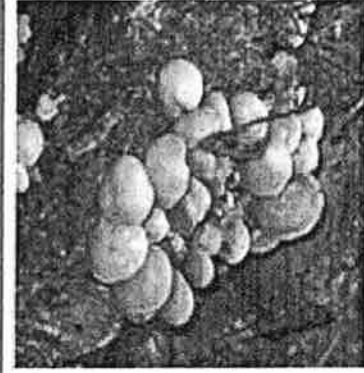
テングタケ



【中毒症状】

テングタケは食後30分程で嘔吐、下痢、腹痛など胃腸消化器の中毒症状が現れる。そのほかに、神経系の中毒症状、瞳孔の収縮、発汗、めまい、痙攣などで、呼吸困難になる場合もあり、1日程度で回復するが、古くは死亡例もある。

ニガクリタケ



【中毒症状】

ニガクリタケは食後3時間程度で、強い腹痛、激しい嘔吐、下痢、悪寒などの中毒を起こす。  
重症の場合は、脱水症状、けいれんなどの症状

【間違えやすい植物】

- ・サメコ
- ・クリタケ
- ・ナラタケ

# 食べないで！ クサウラボニタケ

## 毒キノコに要注意

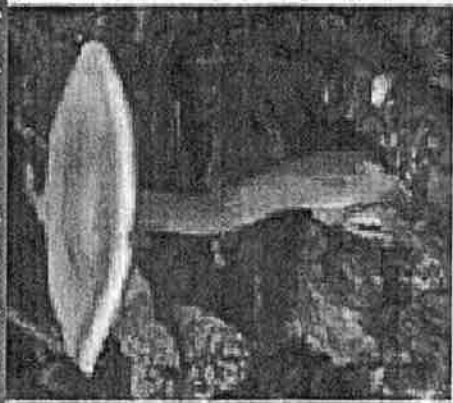
！クサウラボニタケによる食中毒が発生しています！  
夏の気温が高く、その後の適度な降雨があり、朝晩の気温が低下すると、多くのキノコが発生することが考えられます。

食用のキノコと確実に判断できないキノコは

絶対に採らない！ 食べない！ 売らない！ 人にあげない！

！キノコを食べて体調が悪くなったら、すぐに医師の診察を！

クサウラボニタケ



### 【中毒症状】

食後20分～1時間程度で嘔吐、下痢、腹痛など消化器系の中毒を起こす。唾液の分泌、瞳孔の収縮、発汗などの症状も現れる。

### 【間違えやすい植物】

- ・ウラボニホテイシメジ
- ・ホンシメジ
- ・ハタケシメジ



佐久地方事務所管内等 林務関係放射性物質に関する規制状況一覧 【平成27年6月8日現在】

品目	野生きのこ		山菜		薪・木炭	野生獣肉
	県の指示： 採取・出荷及び 摂取の自粛 (開始日)	国の指示： 出荷制限 (開始日)	県の指示： 採取・出荷及び 摂取の自粛 (開始日)	国の指示： 出荷制限 (開始日)	県の指示： 検査の必要な 地域	県の指示：採 取・出荷及び 摂取の自粛 (開始日)
小諸市	H25. 9. 30～	H25. 10. 1～				
佐久市	H23. 10. 26～	H24. 10. 11～			・千曲川以東	・隣接市、念 のため自粛 (H24. 6. 28～)
小海町	H24. 9. 28～	H24. 10. 1～				
佐久穂町	H25. 10. 18～	H25. 10. 21～			・千曲川以東	
川上村						
南牧村	H24. 9. 28～	H24. 10. 1～				
南相木村						
北相木村					・全域	
軽井沢町	H24. 9. 14～	H24. 9. 20～	コシアブラ・タラシメ H25. 6. 6～ ゼンマイH26. 6. 3 ～	コシアブラ H26. 5. 21～	・全域	H24. 6. 28～
御代田町	H24. 8. 31～	H24. 9. 20～			・全域	・隣接町、念 のため自粛 (H24. 6. 28～)
立科町						
制限地域	7市町村/11市町村	7市町村/11市町村	1市町村/11市町村	1市町村/11市町村	5市町村/11市町村	3市町村/11市町村
他管内 市町村			長野市(コシアブラ H26. 5. 16～) 野沢温泉村(コシ アブラH26. 5. 23 ～) 中野市(コシアブラ H26. 5. 26～) 木島平村(コシ アブラH27. 5. 27 ～)	長野市(コシアブラ H26. 5. 21～) 野沢温泉村(コシ アブラH26. 5. 28 ～) 中野市(コシアブラ H26. 5. 28～) 木島平村(コシ アブラH27. 5. 28 ～)		
制限地域	7市町村/77市町村	7市町村/77市町村	5市町村/77市町村	5市町村/77市町村	5市町村/77市町村	3市町村/77市町村

- 注
- 1) 食品衛生法による基準値は、一般食品(野生きのこ、山菜、野生獣肉含む)：100Bq/kg  
また、農林水産省で設定した放射性物質の当面の指標値は下記のとおり  
・薪：40Bq/kg ・木炭：280Bq/kg ・きのこ原木、ほだ木：50Bq/kg  
・菌床用培地及び菌床：200Bq/kg
  - 2) 薪・木炭の「検査に必要な地域」は、文部科学省の航空機モニタリング測定結果で  
地表面へのセシウム134, 137の沈着合計値が10kBq/m<sup>2</sup>箇所のある範囲
  - 3) 国による出荷制限は、原子力災害対策本部長[内閣総理大臣]から、原子力災害特別  
措置法第20条第2項の規定に基づき指示
  - 4) 薪の生産者には、指標値を超えていないことを確認した物以外の販売はしないよう  
に要請を継続中
  - 5) 表にある指示は、すべて現在継続中であり、解除指示がない限り、年度を越えて  
継続する